

地域の自立・活性化活動支援事業について ～地域の「元気」づくりに取り組みませんか～

「昔に比べて集落に元気がなくなった」「お互いの顔が見えなくなった」…
地域の中で、こんな声は聞こえてきませんか？少子・高齢化が進む中で、知らず知らずのうちに、地域のあり方も変わってきています。

この事業では、地域の皆さんが、地域をもっと元気に、住みやすくするために自ら取り組む活動を支援します。一人ひとりが「**住んでよかった**」「**ずっと住みたい**」
と思える、活力のある地域づくりに取り組みましょう。

●どんな支援ですか？

町内のコミュニティが、地域の自立・活性化のため新たに取り組む、又はこれまでの取り組みを拡充するソフト事業に対し、交付金を交付します。

また、役場職員の派遣など、人的な支援をします。

(1) 地域の自立・活性化活動支援交付金

ア 対象

地域の自立・活性化に積極的に取り組もうとするコミュニティ
(コミュニティとは、自治会及び自主的な意志によって構成する組織)

イ 支援対象

地域の自立・活性化のため新たに取り組むソフト事業、もしくはこれまでの取り組みを更に拡充するソフト事業

※ハード事業費(備品及び設備費等)及び食糧費については、原則として支援対象外です。ただし、次の範囲で事業遂行のためやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

- ・ハード事業費 交付金額の2分の1以内
- ・食糧費 会合等での必要最小限の茶菓代

ウ 支援額

① 地域の自立・活性化のための事業

事業費の10/10 (交付金上限額 10万円)

② ①の事業のうちイベント開催・広域交流・景観形成等の活動

事業費の1/2 (交付金上限額 30万円)

エ 事業期間 1コミュニティあたり3年間を限度

(2) 地域の自立・活性化のための役場の支援体制の整備

ア 計画策定時の役場職員の派遣

コミュニティで活動内容を検討する段階から、要請に応じて役場職員を派遣し、相談、アドバイスを行うとともに役場との連絡役を努めます。

イ コミュニティから役場への相談体制整備

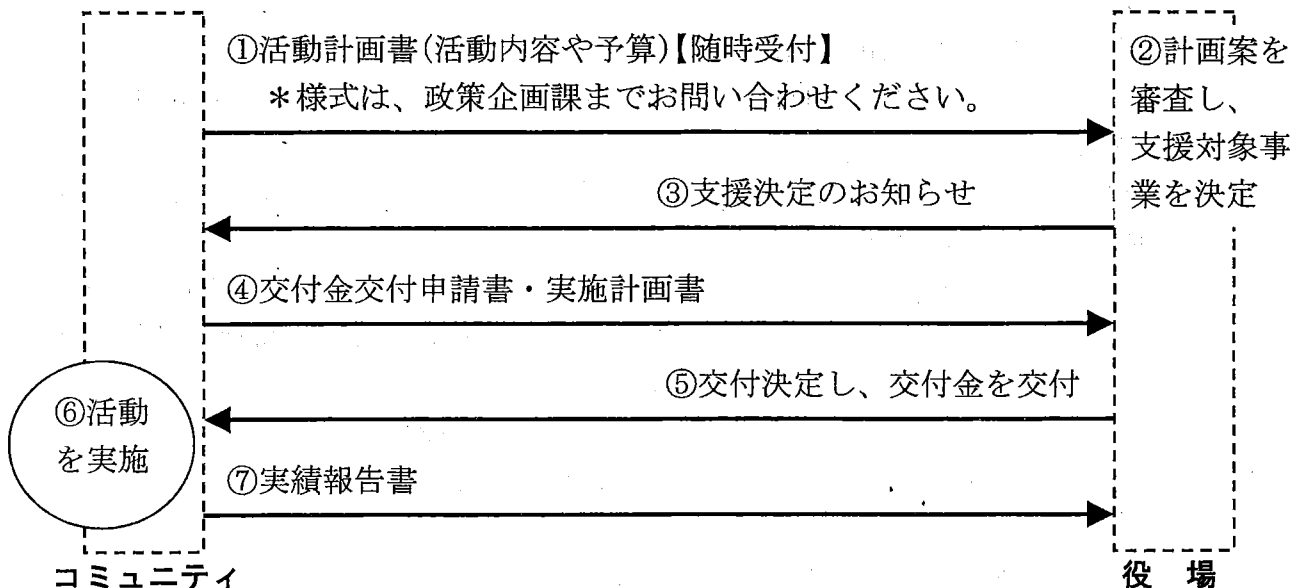
関係課が連携してコミュニティからの相談にのります。

●どんな活動が考えられますか？ 例えば・・・

- ・ イベントの開催にあわせて無料休憩所・体験教室・ギャラリーを設置し、観光客をもてなす。
- ・ かつて巡礼で賑わっていた地域の観音様の周辺環境改善を行うとともに、歴史探訪勉強会、近隣札所視察、事業成果発表会を実施する。
- ・ 真剣に結婚を考えている独身者に出逢いの場を提供するイベントを実施する。

各地域の特性にあわせ、自分たちが「必要としている」
「元気になる」活動を考えてみましょう。

●事業の流れは？



【担当】

政策企画課 政策企画室 清水

〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿 423-1

電話：0858-37-5864

ファクシミリ：0858-37-5339

Eメール：shimizu@e-hokuei.net